

第2回千代田区特別職報酬等審議会会議記録

日 時：平成 24 年 6 月 25 日（月） 時間：午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 3 0 分

場 所：千代田区役所 8 階 第三委員会室

出席者：（委 員）10 名（定数 10 名、欠席：なし）

（事務局）政策経営部長、総務課長、総務課職員

発言者	発言内容
武藤会長	本日は、ご多忙のところ、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。 只今から、第2回特別職報酬等審議会を開催いたします。
上村委員	審議の前に、前回欠席された上村委員から、一言ご挨拶をいただきたいと思います。上村委員、よろしくお願いします。 前回、欠席いたしまして、失礼いたしました。東京家政学院大学の上村と申します。東京家政学院大学、三番町にございます。最近、4 年制大学が三番町で授業を始めたところでございます。そのときの目玉に消費者教育というのを1つ掲げておりまして、こちらにあります消費生活センターと連携を深めて活動をしているところです。 本日も、実は 35 名の学生が消費生活センターと千代田図書館を、須田課長のご案内で見学をさせていただきました。 どうぞ、よろしくお願いいたします。
武藤会長	続きまして、前回の会議の会議記録をお手元にお配りしております。会議記録についても公開の対象となりますので、皆様にご確認をいただき、訂正等がございましたら、今週中に事務局にご連絡ください。そこで訂正した後、公開ということになります。 では、議題に入っていきたいと思いますが、前回、何点か追加資料の要求がございましたけれども、事務局からその追加資料についてのご説明をお願いしたいと思います。
総務課長	それでは、本日の資料、9 点ございます。それに沿って説明をさせていただきます。 まず、資料 1、千代田区の財政状況です。まず、1 枚目をお開きいただきまして、当初予算額及び決算額の推移ということで、平成 15 年から直近の 24 年まで、上段が予算額です。平成 24 年ですと、一般会計、国保、老人、介護など各会計を合わせますと、564 億 7,200 万円の予算になります。 下段が決算でございます。平成 23 年度で見ていただきますと、586 億 4,600 万円の予算のところ、608 億 200 万円ということで、当初予算額を上回っております。これは、いろいろ防災関係の補正予算などが組み込まれた結果、当初予算を超えた執行をしているということでございます。 これにつきましては、財源については、後ほど説明をさせていただきます。 次を見ていただきますと、平成 15 年を 100 とした場合の指数をお示ししています。 それから、平成 24 年度の 23 区の予算額の比較でございます。これは、単純に金額比較でございまして、人口といろいろなものはあるにせよ、額だけで比較したもので、23 区では一番少ない額になってございます。一番多いのは、足立区で 2,436 億円でございます。 3 枚目、区債及び基金残高の推移ということでございます。これにつ

きましては、区債、区の借金がどのくらいあるか、それから、基金というのは、いろいろな名前の基金があるのですが、それを合計、貯金みたいなもの、貯金がどのくらいあるか。

今、借金が 40 億 5,200 万円になります。毎年減ってきております。

それから、貯金が 758 億 100 万円ということで、先ほどの年間予算額が大体 500 億円で、その 1.5 倍くらいあるということで、仮にいろいろな災害が起きて、税金等が全くなかったとしても、1 年間は、何とか行政サービス、今までのレベルの行政サービスができる貯金は持っているということでございます。

下のグラフは、負債がどんどん減って、それから基金が増えているという図式でございます。

資料 2 でございます。特別職の報酬について、いろいろ国から通知がきており、それをまとめたものでございます。

まず、一番上、特別職の報酬等についてということで、昭和 39 年 5 月の各都道府県知事あて事務次官通知で、ここでは、記書きの 1 番のところで、要するに報酬を決めるに当たって、第三者の意見を聞くために、特別職報酬等審議会を設置しなさいという内容でございます。

その下でございます。特別職の報酬等について、その後、昭和 43 年 10 月 17 日の知事あて行政局長通知。

ここでは、この頃、特別職の報酬が、いろいろ批判を受けていたという状況なので、今後の一層の適正化を図りなさいといったことが書かれております。

裏面をご覧ください。具体的には、(2) のところで給与改定の実施時期についても諮問をするということで、審議会での諮問を受けて、特別職の給与というのは、そういったものに基づいてやりなさいよと、改定の時期について決めなさいよということとか、あとは、(4) のところで、審議会は必要に応じて、公聴会の開催ですとか、参考人の意見を聴取して決めること。

それから、一番下の別記、こういった資料を基に決めていくべきであるというような内容でございます。

次です。特別職の報酬について、昭和 48 年 12 月 10 日、知事あて、行政局公務員長通知ということで、これは、いわゆる職員の給料をスライド制で報酬を決めていたということで、ちょっと読みますと、特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は、個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきだということで、スライド制について、いかななものかということで、実効性が失われることのないように、という通知でございます。

資料 2 の最終ページでございます。議員報酬の適正額に関する内簡ということで、別紙のところの中身です。都道府県の議会の議員の報酬月額については、当該都道府県における部長に適用される等級の号給のうち、その中間程度を基準として定めることを適当とするといったものでございます。

それでは、資料 3、特別職報酬額等の推移でございます。区長等の給与条例、区議会議員の報酬条例がそれぞれ制定されてからの推移を表にしたものです。これは、昭和 22 年からずっと出ておりまして、区長が昭和 22 年 5 月は 4,500 円でした。これは、区長等の給与条例が制定されたときでございます。

昭和 31 年 9 月のところを見ていただくと、議長は 6 万円、副議長は 4 万 5,000 円となっております。ここで区議会議員の報酬条例が制定されました。

その後、昭和 33 年から国の一般職の給与などを引っ張ってきた額を推移しておりまして、昭和 48 年のところをご覧ください。昭和 48 年 3 月、区長の給料 38 万 8,500 円ということで、ここではスライド制、先ほどの指摘がありましたけれども、スライド制を実施して、行政職給料表の(一)の 15 号給というものを基本にそれぞれ係数を乗せていたということで、ずっとそれが続いてきまして、昭和 61 年の 7 月に、先ほどのスライド制の指摘があつてから相当経っていますが、スライド制を廃止して、独自に決めていくということになったということです。

最後は、平成 22 年 1 月は、前回、ご議論いただいた中で、地域手当を廃止し、相当額を給料月額に入れるという改定がなされております。

以上でございます。

資料 4 でございますが、公民較差、民間実態を踏まえた給与が、どのくらい我々がもらっているものと違っているかということで、数字でいけば、下の欄、改定額、例えば、平成 21 年から 23 年までは、21 年度は 0.38 下がっている、それから 22 年度は 0.3、23 年度は 0.2 ということで、公民較差はその数字というふうになります。

資料 5 でございます。これも特別区における民間従業員の給与実態ということで、特別区人事委員会の調査結果報告の抜粋でございます。

平成 14 年度から平成 23 年度まで、事務関係、技術関係、技能・労務関係、研究・医療機関という分類をしてございます。

例えば平成 23 年 4 月現在で、支店長は平均年齢が 50.5 歳で、平均給与月額が 90 万 2,912 円、これだからどうだということではないですけれども、あと、技術関係の工場長が平均年齢 54.6 歳で 67 万という見方をしていただければということでございます。

景気のいい時期は、当然高いときもありますけれども、これに合わせて、公民較差という形で人事委員会が出した数字ということになります。

これも、後にご議論いただくときに民間の実態はどのようなといったときにご活用いただければと思います。

資料 6 でございます。これは、特例条例で、前回、答申をいただいた額よりも減額している実態でございます。

千代田区につきましては、前回、地域手当を盛り込むと本給が上がってしまうということもあつて、その額を定めましたが、更に、④番、現行は区長の判断で、報告いただいている額よりも減額している、これは政治判断といったもので減額しているという実態でございます。

それから、杉並区も期末手当を条例附則によって区長と同一支給月数に、議員の期末手当を削減したということ。

目黒区については、区長が給与月額 10%、期末手当 10%、退職手当 30%、副区長は、給料が 10%、期末手当 10%、退職手当 5%を、それぞれが判断して減額したということでございます。

資料 7 でございます。国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律により、国会議員の歳費が 12.88%、期末手当も同じく、それを期間を定めて減額をした、ということでございます。

裏面でございます。国家公務員の給与の臨時特例、平均 7.8%とされている減額でございます。

一般職給与法の適用者で、本省課室長相当職員以上は、▲10%ということとか、特別職給与法適用者の給与は、内閣総理大臣でいくと、▲30%削減をするということで、この状況というのは、3.11 の東日本大震災に鑑み、歳出の削減をそちらに充てるという結果でございます。

これは、平成 26 年 3 月の末までの時限の法律ということになります。

資料 8 でございます。これは、単純に 23 区だけではなくて、東京市部の 26 市の特別職の報酬等を一覧にしたものでございます。

これは、ホームページに掲載されている条例に載っているものを記載

	したもので、直近で何か変わっていたりすると違うかもしれませんが、大体このような額というふうにご覧いただければと思います。 市長及び副市長、それから議員に分けてございます。 資料 9、最後でございます。千代田区会議の費用弁償の実績ということで、これは、前回議論がありました、費用弁償、1 回出ると 5,000 円ということで、平成 21 年までずっと支給をしておりました。 平成 22 年 9 月から交通実費に切り替えております。21 年度支給額が 2,493 件ございまして、1,246 万 5,000 円の支出。23 年度で切替えが行われて、22 年度は、今、申し上げたように、9 月 1 日から途中で変わっておりますが、23 年度は、実費相当に完全に変わったときです。1,246 件になって、49 万 8,400 の支出ということでございます。 議員の中には、交通費がかからない方もいらっしゃるの、そういった方はゼロになりまして、単純に 5,000 円をこれまで支給していたときと、そうではないときとどう違うのということになりますと、21 年度が一応 1 年間 1,246 万 5,000 円というのが基本になると思いますし、その後、実費だけということになった場合は、約 50 万円というふうな支出になっているとご覧いただければよろしいかと思います。 あとは、政務調査研究費決算ということで、大体年間の予算額が 4,500 万円で、1 人当たり、月額 15 万円が政務調査研究費として出されております。これを実施すると、ほぼ右側の決算額になっていくということでございます。 以上、雑駁ですが、資料の説明を終わらせていただきます。
武藤会長	どうもありがとうございます。前回も膨大な資料があり、質疑をしてきましたけれども、まだ、十分に読み込めなかったところを、今回までの時間で目を通していただいたところもあるかと思いますので、前回の資料を含めて、今日の資料について、ご質問等があれば、ここで確認をしていきたいと思っております。
総務課長	済みません、ちょっと説明が足りませんで、今日は、新たに、区の仕事のあらましということで、平成 24 年度の予算の概要でございます。財政課が非常に苦勞して、なるべく分かりやすく区民の皆さんにご提供できるような資料ということでつくったものでございます。 それで、先ほどの区の財政状況はどうなっているのというのは、終わりの方の 213 ページに、経常収支、そういったものを載せさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。
武藤会長	財政の説明もございましたけれども、財政については厳しいという感じが余りしないですね。貯金が増えて、借金が減っているということでしたので、悪ければ、そういうふうにならないので、千代田区としては、現在は、財政状況が厳しいので人件費削減ということには直結はしないような状況であるというような理解でよろしいですね。
総務課長	財政が厳しいというのは、千代田区の場合、本店企業、いろいろ財源になる企業がいっぱいあります。それはあるのですが、区に直接入ってくるわけではないということと、消費税の配分比率が国によって変えられてしまうと、大きく歳入が減ってしまいます。ですので、そういう貯金はあるものの、いつも不安定な状況に置かれているということで、厳しいということをお願いします。
武藤会長	わかりました。いかがでしょうか。
藤原委員	藤原委員、どうぞ。 たくさん資料を拝見して、大変だったと思いますけれども、資料 2 の 3 ページ目の、極めて初歩的な質問で申し訳ないですが、一番上に、自治省行政局公務員長通知とあるんですが、公務員長という肩書は、今まで聞いたことがないので、局の下は課か部か室か何かだと思うんですが、公務員長は、どういう資格の方ですか。

総務課長	ちょっと調べます、申し訳ありません。多分、部長でしょう。公務員部長と思われます。次回までに調べておきます。
武藤会長	この通知がスライド制を採用するなとっているものですが、昭和 48 年からスライド制を入れたんですね。千代田区をねらい打ちしたようなところがあるんでしょうけれども、48 年 3 月に千代田区が導入したら、48 年 12 月にこの通知ですから、千代田区にするなと言ったんでしょうかね。
藤原委員	それで、昭和 61 年まで、無視したと。
総務課長	この頃の決め方というのは、多分、23 区も同じように決めていたのではないかと思います。
武藤会長	そうすると、千代田区というよりも 23 区という全国を引っ張るような自治体がスライド制を導入してきたので、自治省としては、それはちょっと、ちゃんと検討してくださいねということと言ったんでしょうね。
鎌倉委員	高度成長期からバブルの時期。
武藤会長	そうですね、73 年ですものね、オイルショックもあった時期です。
近藤委員	どうぞ。
	今のスライド制ですけれども、スライド制を導入したときの各々の係数を乗ずると書いてありますけれども、これは、その係数に根拠というのはあるのかどうかと、それから、よくわからなかったんですけれども、今の、例えば、区長さんとか議員さんの報酬をもともと決めるときの根拠というのか、目安というのか、それがわからなかったんですけれども、今の報酬の根拠は、このスライド制によるものなんですか。
総務課長	もともと、国家公務員の給料の等級俸給を引っ張ってきているところがあつたようです。その何パーセント、80%を議長とか、更に 10%減を副議長というふうな、今の数字は正確ではないですけれども、なにせ、区長の給料が決まると、その何パーセントを議長にしよう、副議長にしよう、委員長にしようというような決め方があつたようです。
近藤委員	どこに当てていたんですかね。その公務員の役職というのか。
総務課長	行政職給料表（一）の 15 号というのが、区の部長級の最高号給。
武藤会長	その中間程度ですか。通知の最後に、内簡にあった部長給与中間程度を基準として定めることを適当と考えるということですから。
政策経営部長	都道府県の議会の議員の報酬についてその中間程度ということです。区の場合を見てみると、結果的には 23 区部長級の一番上で定めているようです。
近藤委員	それは、区長ではなくて、議員ですか。
事務局	基本的にベースは行（一）の 15 号給ですけれども、係数がそれぞれ役職によって違います。議員さんとかは、零コンマ 9 幾つとか、1 を割った、議長さんは一コンマ幾つとなって、係数は、今、お示しします。
政策経営部長	部長級の最高号給に係数をかけて、それぞれ区長、副区長、議長、副議長とか。
総務課長	昭和 48 年 4 月にスライド制ということで、議長は 1.3875 をかける、副議長は 1.1562 をかける、非常に細かい、下 4 けたまで出ているような数字をかけて、それで、一般の議員さんは 0.9 だから、初めてその額よりも下がるということなことです。
武藤会長	では、区長さんも副区長さんも、そこに出てくるんですか、係数。
政策経営部長	今は議会関係。
武藤会長	しかし、1.3875 をかけるなんていうのは、通常、1.3875 という数字は何の目安にもなりませんので、1.3 をかけるとか、1.5 をかけるというんだったら、普通の人間の頭で何となく分かるのですが、1.3875 というのは、どういう意味なのか分かりませんので、数字があつて、そこに近づ

総務課長	けるために指数を出すと、こうなりましたというんだから、逆に数字ありきではないかと思うんです。
鎌倉委員	区長は 1.8500、助役は 1.4747 という係数。
武藤会長	いろいろ変遷があるんでしょうけれども、例えば、当時の助役、昭和 64 年に、当時の助役と議長が同額になっているんですね。
水野委員	水野委員、何か覚えていることはございますか。
武藤会長	これは、いわゆる副区長、助役と議長が同じ給料、報酬と、こういう形で、そうすると、ちょうど 1.5 か、普通の議員に 1.5 をかけると、この数字になるんじゃないですか、副議長が 1.25、そういう形だと思うんですね。
	なるほどね、そうすると、それまでの昭和 61 年のところは、ちょっと議長さんと副区長さんは、助役さんとは少し差があったのを、同じにしたということなんですね。でも、昔はどうだったかというのを考えるのも重要ですが、今からそこがおかしいのではないかととってもよくありませんので、今後、どうするかということを考えていくときには、余りに、現在の水準がさまざまな、この 3 年間の変化を考えた上で、適正かどうかということを考えていかないと、これまでずっと続けてきたことを、どこかまたおかしいことがあった、あるいは適正に改善されたとしても、それを全部見直すのは大変ですから、現在の水準、少なくとも、今回の審議会は、この 3 年間の変化をどうとらえるかというのが重要なと思うんです。
	ただし、昨年、東日本大震災があって、国も大分減額をしていたというのは資料 9 に、いただいたものとして出てきますが、違いますね、資料 7 で、特別職の俸給を少なく、総理大臣 30% 減、国務大臣が 20% 減、大臣、政務官クラスは 10% 減、確かに福島事故もありますし、国の責任も相当程度ありますが、千代田区がその責任を取るかどうかというのは、なかなか難しいですが、千代田区はどういう責任があったかという、ちょっと分かりませんが、これも総理大臣が直接、当時は菅さんでしたけれども、菅さんに直接責任が、その地震が起きたときにあるわけではありませんけれども、消費税の値上げのことなんかも含めて、それから、震災の復興という意味でお金がかかるから、スタンス、特別職の倫理観として減額をしたと思いますけれども、千代田区では、特にこれはなかったですね。
総務課長	しておりません。23 区でもないと思います。
武藤会長	23 区もやっていないということですね。震災の地域はどうでしょうかね。震災を受けた。
総務課長	受けたところですか。
武藤会長	例えば、福島県知事とか、岩手県知事。
総務課長	そこは、ちょっと調べていないので、もし、あれでしたら、次回までに。
武藤会長	そうですね。そういうことを求めるかどうか、あるいはもう既に 1 年 3 か月を過ぎたところで、特別職の倫理観からして、この審議会として少し自主的に減額すべきだというようなことを言うべきかどうかということもございますが、どういう状況であったかということは、国の事例を出していただいたものですから、あれば、教えていただけるといいかなと思います。
総務課長	県レベルでよろしいですかね。3 県。
武藤会長	そうですね、そういうのを調べるのは簡単にはいかないですかね、個別に聞いていかないとだめですかね。

番委員	必要ですか、つまり、あちらは復興の予算が必要だと、そういう状況で、やはり現実的に予算の枠組みの中で、首長が報酬を減らすという必要性はあるけれども、そのために、今回は千代田区の財政状況もいただいているので、そこまで広げていただいても、はっきり言って、それが資料になるのかと思うんです。 最初から私はよく分からないのは、地域手当を廃止して、それが本俸に組み入れられて、今日の資料3でも、あるいは前回のときの資料もそうですけれども、129万4,000円に区長さんの方がなっているわけですね。それを特例の減額をされていると、それで、現実的には下がっているという状況で、私たちは、その129万4,000円ということについて審議をするのか、だって、特例の減額というのはある意味で東日本大震災を迎えた総理大臣並びに皆さんが下げるのと同じような意味合いがあって、恐らく政治判断とか、それは区長さんご自身がこの前になさったわけですね。 だから、ある意味で、そういう下げるというのは、政治判断に任せて、私たちの129万4,000円ということが、このまま維持すべきなのか、高くするのか、安くするのか、これが適当だったのかというのが判断材料なのかなと思います。そうやって考えていいんですか。 そう思います。ちょっと私も、特別職の倫理観として引き下げの事例をとということに調べてくださいと申し上げましたけれども、それは取りやめまして、23区もやっていないということだったら、今回は考慮外ということにしたいと思います。別に資料はいいです。 問題は、129万4,000円、特例の方は、私も区長さんの独自の判断と議会の同意を得られたものについての判断ですから、ここでは考慮しなくていいのかなと思います。本来、本則の給料額についてどう考えるかということであればいいと思います。議員さんについても。
武藤会長	分かりました。
番委員	
武藤会長	どうぞ。
水野委員	資料6で、杉並区と目黒区、それぞれこれはご意見が出ているんですが、これは、日付はいつですか。直近なのか、2、3年前なのか分からない。
総務課長	杉並区は、平成22年の第4回定例会、22年の11月30日、それから、目黒が平成23年9月12日。
武藤会長	よろしいですか。
水野委員	ありがとうございます。
武藤会長	ほかにいかがでしょうか。なければ、少し皆さんの議論しておきたいことは、前回の資料で、前回の千代田区特別職報酬等審議会の答申というのが、平成21年の8月6日に出ておりますが、これについては、先ほど少し番委員からお話がありましたように、地域手当は廃止するけれども、それを給与に入れていくんですが、直接入れると高くなり過ぎてしまうところがあって、期末手当で減額するというようなことをやったわけでありまして、それはそれで合理的な判断だったと思います。 ただ、最後の7ページのところから今後の課題ということが書かれていまして、この中に、今後の課題ですから、答申本文とは別に検討事項というのは挙げられていまして、1番から9番までありますが、まず、1番は報酬審を常設するべきではないかということを検討すべきだと言っているんですが、大きな変動があるときには、3年に1回の審議会の答申ではおかしいではないかということで、大震災の変動というのはありましたけれども、例えば、リーマンショックとか、そういう大きな変動があることを考えると、3年に一度ではなかなかすぐに対応ができない

前川委員	からというので、常設を考えたかどうかということ。 2 番目が、議員報酬のほかに、議員については、費用弁償と政務調査費、今回も説明がございましたけれども、これを含めて議論をするべきではないかということ。 3 番目は、制度的に議員報酬という項目が立てられているということで、本当は歳費ということを使いたかったのですが、国がそれはだめだというので、国から拒否をされて議員報酬となったのですが。 4 番目が、退職手当についてですが、区長には退職手当がありますが、これについては、功労金的性格なのか、それとも常勤職ですから、一般職の退職金と考えるのか、これについてどう考えるのか、もう少し深めたらどうか、深めていく必要があるという点ですが。 5 番目が、選挙で選挙費用がかかるということもありまして、4 年間で特別なことがない限り、4 年間続くものですから、本当は議員になる選挙の前に、年収このくらいで議員をやっていただけますかということを出して、それでいいですよという人が議員になるとか、区長になるというのが、本来の考え方ではないかということで、そういう意味では、年俸制、そういう考え方を入れたらどうかというんですが、最後の、これは、私も関わっていたんですけども、審議会にとって実りが多いのはどういう意味だろうかと、ちょっと読み直してみると、どういう意味なのかなというふうに思っておりますが。 6 番目が、議員さんについては、矢祭町などでは日当制ということを導入したところもあるので、こういう取組みがあるという指摘で、次のところで、8 ページで年俸制にしたらどうか、それも少し議論する必要があるのではないか。 7 番目が、これは、行政委員会の件ですので、直接は関係ないですが、行政委員会の委員というのが、月額制になっているんですけども、これもおかしいのではないかという裁判で、これは、最終的には裁判結果は、別に不当ではないということだったと思います。 しかしながら、状況から考えて、別に行政委員会の特別職の報酬の検討委員会というのが立ち上がって、そこで、私どもも関わって報告を出して、まだ、結論は出ていないんですが。 それから、8 番目が、意見として特別職というのは、ノーブレス・オブリージュといって、高貴な義務と訳されていますが、そういう大事な仕事としての倫理観を持ってやるべき仕事なんだから、少し民間との差を考える場合には、抑制された対応が望ましいのではないかと、そういう意見です。 それから、9 番目ですが、期待する活動と、そのために負担すべきコストについて、更に議論を深めていく必要があると、これも意見です。 こういう課題がありまして、これについて、今回の審議会でもどう考えていくかということを少し議論しておいた方がいいかなと思っておりますが、これらの課題についてもご意見をいただけたらと思っております。 どうぞ。 課題の範囲が広範というか、いろいろな観点であるので、非常にまとめ方が難しいのではないかという気がするんですね。先ほどちょっとご意見があった、129 万 4,000 円を出発点として、結論は、多くするのか、現状維持か、減らすのか、ということでもいいのではないのでしょうか。 それで、前回の資料の 2 ページにある特別職の報酬等の検討に当たっては、これは、当たり前のことかもしれませんが、職務と責任の原則、均衡の原則及び情勢適応の原則を基本に、総合的に判断すると書いていますね。ところが、観念的なことなので、では、具体的にどういうふうに 3 つのことを当てはめていくのかがわかれば、機械的にするつ
------	---

武藤会長	もりはないですが、何かを考える、答えを出せる要素になるのではないかと、そういう気がするんですが、いかがでしょうか。 私のわかる範囲で、原則についての理解を申し上げますと、職務と責任の原則というのは、公務員法の原則でありまして、これでも公務員のことで、職階制というのはなくなったのですが、仕事と責任の程度に合わせて俸給を決めるべきだというのは、1番の原則ですが、これは、地方公務員法ができてから以後、この原則がずっと適用されてきていると考えると、現在もそれに基づいて考えられる。 それで、均衡の原則というのは国家公務員と地方公務員は、ちゃんと均衡しなければいけませんよというのが均衡の原則の中身です。ですから、これも、これまでずっと適用されてきた原則ですから、満たされていると考えていいのかなと。 3番目の情勢適応の原則というのは、これは、民間やその他の社会の動きに合わせて変更してくださいということですので、ここで大きな変更があって、東日本大震災で大きく東北の経済状況が悪化し、それに引きずられて、国民の賃金、報酬が引き下げられているということだったら、それに合わせて全体に公務員は下げなくてはいけない。もしも、そういうことでなければ、引き下げる必要はないというようなことというふうに、私は理解しておりますが、事務局、そういう理解でよろしいですか。
総務課長	そうですね。
武藤会長	ですから、3つ目の情勢適応の原則が一番重要だということになるんでしょうか。
前川委員	今回の考える要素として、この情勢適応の原則を踏まえてということになると、具体的には、その情勢とは何ぞやというか、何を根拠に我々は決めるわけですか。
武藤会長	それは、一番重要なのは民間の動きということですが、それを表わしたのが資料4が1つで、公民較差は生じていないということですね。むしろ、下がっている部分のことなんです、-0.2というのは、公務員の方が民間よりも低くなっているということでしょうか。
総務課長	公務員が下げています。
武藤会長	ということは、公務員の方が高かったということですか。
総務課長	そうです。公務員の方が高かった。
武藤会長	そうすると、このグラフは、公務員の場合は低かったと、そういう印象ですが、そうではないですね。
総務課長	ええ、逆に平成19、20年度は、公務員の方が低かった。けれども、実際は改定しない。
武藤会長	較差というのは、ゼロよりも上にあると、公務員の方が高いということなんですかね。ゼロを超えると。
政策経営部長	-0.2ということは、高いから 0.2 マイナスしたということですね。だから、民間よりも23年度は高かったんです。だから -0.2 にしたわけですね。
武藤会長	それで、21、22、23は、ちょっと高かったんで下げたのですね。これは、どこのものですか、地方公務員の平均値ではなくて、千代田区の数字ですか、それとも。
総務課長	人事委員会。
武藤会長	23区の人事委員会ですね。
総務課長	23区といいましたが、1つしかないですけども、23区が持っている特別区人事委員会。

近藤委員	今ので、公務員の方が高かったので、0.2 下げたことによって民間と同じにしたと、そういう結果だと。
総務課長	そういうことです。
武藤会長	千代田区は、それを実施しているわけですね。
総務課長	そうです。
政策経営部長	一般職員の給料等は、勧告どおりに－0.2 ということですがけれども、毎年変えています。
武藤会長	そうすると、特別職については、3年前の水準だから、少し高めに設定されているので、この分、改定がなかった0.38、0.3、0.2を足して下げることが望ましいということですね。情勢適応するとね。
政策経営部長	これに合わせるとすればですね。
武藤会長	これに合わせるのが望ましいとするならばですね。ということですので、やはり高かったということですね。いかがでしょうか。資料についてのご質問でも結構ですし、ご意見でも結構ですが、鎌倉委員は、そろそろ退席されますね、何かご意見がございましたら。
鎌倉委員	いや、今のところ、特別ありませんけれども、いろいろ資料説明していただいて、おおよそ分かりました。具体的な意見については、次回に述べたいと思います。
武藤会長	基本的には、3年後の見直しをどうするかということでしょうから。今回の見直しです。
鎌倉委員	3年前の答申から変化を。
武藤会長	そうです。この3年間の変化をどう。
鎌倉委員	あと、ほかに特別職の在り方なり、位置づけなりについては、ここだけで判断することは、なかなか難しいでしょうし、これは、全国的に、一部福島県のどこかの町でやっておられるようですがけれども、なかなか千代田区単独で判断するのは難しいということで、私は、次回に意見申し上げます。
武藤会長	分かりました。
鎌倉委員	申し訳ありません。
武藤会長	どうぞ。
水野委員	結局、前回答申で、退職手当に減給していますね、これは、答申として5.5、4.7、3.4、2.9にという。
武藤会長	退職手当。
水野委員	そういう答申で、現実、これは条例化で区長に対して、下げて、答申どおり下がっているそうです。大変結構なことではないかと。ただ、地域手当のときが、ちょっとうまく行き過ぎたような感じはあります。とにかく会長の方で、その理由づけですね、なかなか難しいのは、現在の給料が、皆さん、区民感情からして、もし、こういう大災害のときに、国会の方は、期間限定でということですがけれども、これの方は、期間限定というわけにいかないですから、下げるなら、ぴったり下げないといけないでしょう。
武藤会長	もう一度事務局に確認ですが、この退職手当を下げた理由は、地域手当を本給に組み込んだので、金額が高くなって、そこで計算していくから、それだと、退職手当が同じままだと、高くなり過ぎてしまう、そこを引き下げたというだけですね。
総務課長	そのとおりです。

武藤会長	だから、引き下げというのは、形式は引き下げですが、実質は変わらないという答申ですね。
総務課長	そうですね。若干下がってはいますけれども、5.5 のときよりも実質は下がっていますけれども、今、会長がおっしゃったとおり、本給に入れてしまった関係から、率を逆に下げたと。全体を合わせると。
武藤会長	そうすると、退職手当についても、こちらの資料4で引き下げていくと、金額を下げていくと、下がっていく、今度は実質的にも下がるということになるわけですね。
総務課長	そうです。
武藤会長	そういう判断でいいかということにもなるかと思います。これは、議員には退職手当はないですね。
総務課長	ないです。
武藤会長	あるいは議員からは、ちょっと安過ぎるとか、そういうようなもの、不満とかというのは、特にないですか。
	区長さんは、この前の諮問のときには、特におっしゃってはいなかったですが、こういうものは、高ければ高いほど、個人的には望ましいですが、しかしながら税金を使っているものですから、なかなかそういうふうにはいかない、合理的な数字を出さなければいけないということですね。
	仮に下げるとしても、恐らく3年分足した数字ですかね、引き下げるというのは、これまでの考え方から見て合理的かなと思うんですけども、議員さんについても当然適用されてしまうので、議員活動そのものが変わるわけではないので、そういうことをどう考えるかということになると思いますね。
	それで、前回、千代田区議会の活動概要というものをいただいて、議員さんが、いろいろと活動している一つの資料ということになると思います。
番委員	前回の審議会から引き続き委員をされている方に、ご意見を少しいただければと思いますが、先ほどの課題のようなことについても、平委員、番委員、藤原委員、水野委員と私の5名が継続ということですので、どなたからでも結構ですけれども、では、番委員、お願いします。
	前回のときには、岡本委員でしたか、非常によくご存じの委員が、いろいろな問題提起をなさっていて、私たちも勉強させていただいたんですけども、やはりちょっと今後の課題を見ますと、かなり広範にわたっているなど、この審議会でも、そこまでの範囲をできるのかというものが多いなというのが、本当は実際に、費用弁償などについては、大分変わっているんですけども、政務調査費をどう扱うかという問題は確かにありますけれども、そこまでこちらとしては、なかなか問題提起、今後出せるのかという疑問があります。退職金についての考え方は出すべきかと思うんですが、本当に退職金が必要なのかというところもあると思うんですけども、これが全部今後の課題に載ってしまうと、次にこの審議会でも、何かこれを全部解決しなければならないみたいになったら、ちょっと無理だろうと、前回は、こういうのは確かに議論しましたし、そういう問題提起もしていただきましたけれども、これを全部、今回、なかなかまた検討していくのは難しいなという印象です。
武藤会長	私も全部は難しいし、例えば、7番の行政委員会の件については、別のところで議論したりしていますので、これは、前回の答申ですから、次回、こういう兼ね合いが残っていますという指摘だけなので、今回の審議会でも全部これを引き受ける必要は勿論ないと思います。
総務課長	今、今後の課題のところで皆さんの意見をいただいています、21年8月6日に、武藤会長から区長あてに出された答申ですので、これは、

武藤会長	区長以下、我々が今後の課題として認識をして、この審議会の中で次の宿題ですよというふうに議論いただくのではなくて、そういう認識でよろしいかと思うんですが、勿論、この中でご議論いただくのは、我々も区長に出された答申も課題として、こういうことを考えながらやっていきなさいよといったふうに受けとめさせていただいたところでございます。 審議会として継続して委員をされている方々もいらっしゃるんで、ここで課題だといったのを、もう行政に投げたから私たちは知りませんというの、なかなか言いづらいので、少し考えているんですけども、いかがですか。 では、この課題についてということよりも、考え方でも結構ですし、資料に関してのご質問でも結構ですが、26、27の資料をいただきましたけれども、これは、概略、内容を整理すると、どういうことになりますでしょうか、23区と比べて、今日いただいた資料8は、人口規模、八王子は人口が多いということもありますけれども、この並んでいるのは、多い順ですか。
総務課長	行政順です。千代田、中央、港、新宿、行政側が付けた順番があるんでしょう。それになっていますので、順番は、高いとか低いというものではございません。
武藤会長	そうですか。
総務課長	多分、これはブロックがあると思うんですけども、第1ブロックは千代田、中央、港、新宿となるんですけども、そういったブロックに分かれているんですが、多分、ここもそうではないかなと思いますので、この順番は何かの数字の順番ではないです。
武藤会長	内容で考えると、この違いというものは、何を反映しているのかというのは、何か、23区の場合もそうですし、26市の場合もそうですが、一番低いところで83万9,000円ですかね。清瀬が一番、市長では低い。一番高いのが八王子ですかね、110万、なかなか並べてみたときに似通った数字が並んでいるけれども、ちょっとずつ違いがある、その理由は、どんなふうに説明をすると、実態に合っているのでしょうか。
総務課長	23区の区長、副区長を比べると、1割くらい低いでしょうかね。総じて若干低い。
平委員	関連して伺いたいんですけども、千代田区は、副区長と議長が同じ金額ということでしたが、今の26市を見ると違うというか低いですね。これは、一律に大体低いように見受けられるんですけども、何か特別な理由があるのでしょうか。このほかに何か追加で皆さんいただいているというのがあるかどうかを、ちょっと知りたいと思ひまして。
事務局	明確な理由というのは、ちょっと説明しづらいですけども、一般的に市部の方にいきますと、議員が商売をやっている方が多いというのが、まず、1点挙げられると思います。 それで、23区、例えば、千代田区の場合は、専任で議員さんという、議員さんの報酬自体で生活をしているという実態が千代田区の場合は強いです。
平委員	千代田区は、そういう方が多いということですね。
事務局	これは、一例ですから、これが必ずしも当てはまるとは思ひませが、多分、周辺に行くほど、商売あるいは農業をやったり、そういう方がいるのではないかと思います。 それで、低いのがいいのかというのは、ちょっとまた別の問題ですけども。
平委員	逆に千代田区で副区長と議長の報酬を同じにする必要というのは、全くないと考えていいのでしょうか、そういうふうに思っている

武藤会長	のですけれども、それともこの枠組みは変えずにということなんですか。
藤原委員	いや、枠組みを変えるように提言してもいいですが、その理由をどうするかですね。その理由がないとね。 どうぞ。 私は、別に考えが決まったわけでも何でもないですけれども、今のお話を伺っていて、仕事に対する報酬というのが、一体何が最も適切であるかというのは、例えば、うちの原稿料の場合でも、原稿の質の文章がよくて、趣旨がしっかりしていて、質が高いというようなことで、高い原稿料が支払われるかと、決してそうではないですね。その書いた人が、どんな知名度とか、何歳くらいの人か、いろんなことで原稿料が変わってきますね。 私は、今、ここの報酬の決め方というのを伺っていて、ちょっと議論を整理しないといけないと思っているのは、区長というのは、行政のトップですね、議員は選挙で選ばれている、まさに特別職で、区長も勿論トップである特別職ということになるんでしょうけれども、それと全く分けて考える必要があるのではないかと、さっきから思っていたんです。 というのは、私が、ちょっとだけ外国へ調べに仕事で行って、例えばロンドンの何とか区の区長に会うと、そうすると、その区長は自転車です。やってきて説明してくれて、そして、いろいろ案内してくれたりしてお帰りになるんですね。自分の車も持っていないし、それで、まさしく、市のボランティアみたいなもので、幾らもらっているかは聞いていませんけれども、行政のトップとしては、余りにも普通の市民であり過ぎるなという印象をいつも受けていたんです。 ほかの、ちょっとこの間、フィンランドにも行ってきて、そこでも区の職員の方の話を聞いたりして、行政の方は、しかるべき給料表にしたがって、それなりの年齢とか、経験に応じた報酬をもらっていらっしゃるんでしょうけれども、そこにやってくる議員というのは普通の人なんです。 だから、要するに選挙で選ばれる人たちの受け取る報酬、議員報酬、区長や事務局の方が受け取られるものとは一緒に考えてはいけないんじゃないかと思ったんですが、どうもさっきから横並びとか、ちょっと差があるということ。その差が何かというと、結局、世間体というか、月給が低いというと、人を見下すみたいな風潮が日本には残念ながら非常にありまして、高い報酬をもらっている人は尊敬されるみたいなことがあって、そこで議長と区長とは一緒にしなければいけないというふうな発想が出てくるのかなと思って聞いていたんです。 そういう話をし出すと、だんだんえげつなくなってくるので、私は、もう発言を差し控えたいと思ってはいるんですけれども、私は、区長さんの129万4,000円というのが、果たして、お仕事に対して高過ぎるのか、少な過ぎるのかということの判断が難しいし、それから、それを議長さん、そういう人たちと、横並びで視野に入れて金額を設定していくというのは、どうも解せないんです。けれども、今までの慣行でこういう支給方法が決まっております、金額が定められているんですから、やはりそれを壊すというのは、非常に激変でありますから、やはり激変緩和をしていかなければいけないので、そういうことを考えると、これまでの千代田区の最後の答申の9ページにある参考の一覧表のような、こういうバランスで、これから考えた方が無難なのかもしれないと、私はそう思います。
武藤会長 藤原委員	ありがとうございます。 実は、報酬というのは、本当に厄介だと思っていましてね、自分がもらう場合も、払う場合も、はたして適切かというのがよく分からないで

武藤会長	すね。
藤原委員	そうですね。大学なんかの教員の給与も、ほかの大学がこうだからと、ほかの大学、高いところだけを参考にしながら、低いところは参考にしないようにして交渉しているわけですが、でも、ほかに名前を出してはいけませんけれども、いろいろ小さな市でも厄介な問題を抱えていたところがあったわけですから、そういうことを考えて、どうしてこの格差が生じているのかなと、理解ができない。
武藤会長	そうですね。これを説明するのは、千代田区の区長が129万円だということ、これは、長い経緯の上にこういう数字ができていますから、ほかのところも全部そうですので、何で同じではないんですかと言われても、それは歴史的な経緯ですと答える以外にないかもしれませんね。確かに難しいですね。 ほかにいかがでしょうか。まだ、2回目ですので、どういう方向にというのは、ここで確定しなければいけないわけではありませんけれども、3年前の8月6日に答申しているということは、今回、8月ということは、あと7月、1か月くらいしかないということですね。その中で答申をしていく方向性のある程度見ておかないと、これが書けませんので、皆様のご意見をまとめてここに書いていくわけですので、それぞれ次回回りにはご意見をお願いしなくてはいけないかなと思うんですけれども。
山崎委員	どうぞ。 私もいろいろ資料をいただいて見てみますと、初めて委員になって、こんなにいろいろ各区違うんだということも初めて分かったんですけれども、どういう経緯でこの金額になったかというのが前回も問題になったかどうか分かりませんが、やはり、これを高いと思ってみましたが、これをいきなり、今おっしゃったように、歴史的な経緯がありますから、どういう理由づけで下げなければいけないかというのを考えなければいけないと思うんです。
武藤会長	それで、私なりにいろいろ資料を見て考えますと、やはり一番、基本的に区長さんの給料に対して、議員さんの皆さんの報酬に関しては、やはり情勢適応を一番先に考えていいのではないかなと思うんです。それで、千代田区の仕事の内容とか、議員さんの仕事の内容を読んだ上で判断していくのが一番分かりやすいかなと、私自身にとっては、そんなふうに感じたんですけれども、いかがでしょうか。
山崎委員	この3年間の変化ということですね、情勢適応の話、それを考えながらということですね。そうすると、こういうふうに高かったのを下げるような、特別職の報酬を特別区人事委員会の勧告を受けるのが望ましいということですね。
武藤会長	それでないと、金額を設定するのは大変なんじゃないかと。
水野委員	私も個人的には、そういうふうに感じます。
水野委員	どうぞ。 ただ、国会議員の歳費を今回わあわあ言われて十二コンマ何パーセント下げてきたんですね。ですから、一応、理由は、とにかく災害の問題が第一なんです。しかも、特例の期間があるんですね。どうも、我々一般人から見ると、期間限定の報酬の値下げのような感じなんです。今度、我々が出す答申は、期間の限定はしないんですから、いわゆる次の3年間までの間、一応、そういう金額でいってもらいたいという意味合いの、いわゆる減額の答申だと思うんですね。

武藤会長 上村委員	ですから、とにかくこれだけ皆さん、資料がいっぱいあると分からないでしょう、正直、これを家に帰って見てみたって、一月後にならなければまた委員会はやらないんだから、そうすると、次の委員会の前日にもう一回見てくればいいんですけども、皆さん、本業をお持ちで、なかなかそんないとまはないと思うんです。ただ、言えることは、区長はさておいても、区長も上位ですが、23 区中議会の方がトップなんですね。ですから、これは、ひとつご覧いただいて、何が原因しているのかなというところ、いわゆる期末手当なんですね。もう皆さんならよく知っているけれども、期末手当がほかの区に比べるとコンマ5 か月分多いんですよ。3.65 月ですから、こういうところはなかなか普通ご覧になって分からないですよ。ですから、区長もトップの首長もさることながら、議員の減額をするのに、まさか議員だけというわけにはいかないでしょう、ですから、上の方からこうやって、パーセントはいいかもしれませんけれども、〇〇と決めたら、その半分くらいは議員さんの方に減らすというように段階づけするようにしようがないと思うんですね。 ですから、まず、トップをばっと下げる、あと、副区長、その他の教育長、それから議員、議員のが決まれば、議長は決まるんです。1.5 倍ですから、ですから、簡単に言って、区長を下げたら、議員が 0.6 とか 0.5 とか、そういう順繰りでいかないと、昔と同じで、どうも報酬等審議会の皆さん、従来どおりだなと言われてもしようがないんですけども、そんなところで、会長さんに少し知恵を出していただいて理由づけを、まだ、そこまでもっていくのは早いですが、まだ、2 回目ですから、ただ、皆さん方が一般的にこれをご覧になって、どう思いますかというところから入っていきたいんですけども、皆さん、この資料をいきなり見て、どう思いますかと言われてたって、分からないと言われて、それは分からないですよ、ただ、私たちの給料から見ると、随分高いとお思いになるのか、それとも、首長だから、これくらいはしょうがないとお思いになるのか、議員は選挙なんだから、この程度はやむを得ないのかとお思いになるのか、それともちょっと高いんじゃないのかなとお思いになるのか、その辺から一つお聞かせいただきたいと、会長さん、思うんですけども、どうでしょうか。 どうもありがとうございます。上村委員、どうぞ。 今のと関連すると思います。この金額を見させていただいてから、いろんな人に聞いてみました。区長の月給これくらいと、責任をそれだけ持っているのに、その程度なのねという反応をした人の方が、私は5、6 人しか聞いていないですけども、もらえるのはその程度なのねという反応は多かったです。 ただ、私としては、先ほどのお話を伺ったときに、千代田区は専従の議員さんが多いという話をされていたのが非常に気になるんですね。千代田区の区議会議員さんは、ほかのと違うお仕事の仕方というか、本当に専従のお仕事の方が多いか、そういうのは実質的にあるのかどうかというのを何か数字があれば教えていただきたいということ。 それから、もし、今度、先ほど水野委員が言われたように、何らかの理由づけをして下げていくということが必要になるとするならば、区議会議員さんがどういうお仕事をしていращやるのか、一度、議会を見させていただくなり、委員会を見させていただくなり、このお仕事に対してこの金額というのを、これは、私の個人的な希望でもいいんですけども、見させていただきたいなというのが実感としてあるんです。何日間、どれくらい、どういう仕事をする、議員さんだと 62 万 3,000 円という金額の報酬を得られることになっていращやるのかなと、そういう理屈で決まってきたのではないということはわかりますけれども、一度見させていただいて、変えなくていいねとか、やはりもうちょ
----------------------	--

政策経営部長	っと引き下げていただくということもあるんじゃないかとか、自分で現場を一度見させていただくと、今日、私も全く初めてで、全然分からない議論の中で、そういう場面は、ここで作ってくださいとお願いすると、出席をさせていただくことができるのか、あるいは個人的立場で傍聴に行きなさいということになるのか、その辺はどういうふうにかえたらよろしいですか。 今、ちょうど第2回定例会が先週で終わったところなんですね。年に4回やって、会期中はずっとやっているんですけども、一応、日程は終わりました、今度、第3回定例会という、9月になってしまうんですね。だから、ずっと今、閉会中、ただ、閉会中でも、委員会は、必要に応じてやるということになっていきますので、ぼつぼつとあります。ですけれども、本会議は9月にならないと、今のところ、定例会としてはないという状況であります。
水野委員	議会は、いつでもオープンですから、いつでもご覧いただける。たまたま6月定例会、先週閉会したばかりですね。ですから、先生、ご覧になれないので、残念ですけれども、それ以外に委員会はちょくちょくやっていますから、そういうのはいつでも傍聴自由ですから、傍聴をいただくとありがたい。また、本会議もオープンですから、いつでも傍聴をいただけるわけです。
上村委員	ですけれども、皆さん、お暇がなかなかね、議会開会時間のところに合わせるといのは容易ではないと思いますけれども。 今度の会まで、何か意見を考えてくるようにと言われたときに、どういう理屈で自分の意見を出したらいいのか、現場を見ないと、何とも、初めてこの仕事をさせていただくのに、何て言ったらいいのか分からないですけれども。
政策経営部長	生で見るというものではないですけれども、議会の活動記録という報告書は、資料で、一応お配りしておりますけれども。
上村委員	委員会がいつ開催されるとか、そういうのは。
政策経営部長	ホームページに載ります。
上村委員	では、ホームページに載った委員会、これを見に行けるなというときに、個人的に見に行くと、そういうことになりますかね。
武藤会長	そうですね。これまで、前回のときも、議員さんの活動について特に個別に説明をしてもらったという事例はないです。議員さんによっても大分活動の内容が違うので、どなたに意見を聞けば、最も平均的なのかというのなかなか難しいので、ただ、委員会はこうですとか、本会議はこういうふうに開かれていますという、その準備というの、その準備をするのも、ベテランの議員さんと、初めての議員さんは準備の仕方は違うでしょうね。なかなかどなたに来てもらって説明すればいいのかというのは、難しいですね。
藤原委員	関連して、例えば、大学の先生が講義の準備をしていらして、90分の講義をなさると、その前にどのくらいの準備をなさるか、どれくらいのたくさんの資料をあさられるか、それから、人々の意見を頭に置きながら講義の焦点を絞っていらしたか、そういう見えない仕事というのは山ほどあるでしょう、議員さんも、恐らくそれはいっぱいあると思うんです。だから、委員会を傍聴して、そこでどんな発言なさったとか、居眠りしていたとか、していないとか、そんなことを見ても、議員さんの実質的な仕事の総量を、私たちはちょっとはかれないかなと、私は思っているんです。 というのは、私の仕事なんかもそうなんですけれども、ほんのちょっぴりしかアウトプットは出ないんですけれども、出ないときすらあるんですけれども、2、3行の記事を書くだけでも膨大な時間を費やして、

	取材に回って、結局、パーでしたということもあったりします。
上村委員	そういう目に見えない仕事、つまり、工場労働と違いますから、アウトプットがはっきりしない。それらをこの特別職、ご存じだと思いますけれども、どんな責任を負っていらっしゃるか、それは大変なものだろうと、私も想像がつくんですが、それに対して、この報酬額は見合うか否かと言われても、それは想像の世界でしかないなと実は思っておりまして、工場労働の評価になるかというと、こういうサービスというか、目に見えない、アウトプット、条例案件を何件成立させたとか、委員会にどれくらい徹夜で頑張ったのか、そういうものでははかれないものがあると。それをひっくるめてどうなんだというのが、ここの役割かなと思います。 大変難しい判断だというのは、分かりますので、ぱっとそういう断片的なところを見て評価がくだされるものではないというのは分かるんですけども、自分がイメージが付かない、先ほど本業でやっていらっしゃる方の割合が多いと、その議員職だけをやっていらっしゃる方の割合が多いから高くなってくるのではないですかというお話を聞いたときに、やはり区によってお仕事の仕方は違うけれども、それで食べていらっしゃる方と、そうではない方の割合でいったときに、千代田区は、それで食べていらっしゃる方が多いから高くなるというのであるならば、そこは、そういう実態に合わせてというか、判断というのが、今までされてきたのかなと思ったものですから、見てみたいというか、実態の一部を知る方法はないかなと、ちょっと考えて申し上げました。
前川委員	今のも大事だと思いますけれども、議員さんは、仕事がそんなに違うんですか。要は千代田区とほかの区では議員さんが違うのが当たり前というか、何かあるんですか。
総務課長	仕事は同じ、そのバックグラウンドに抱えている、例えば、ビルのオーナーさんが議員さんをやっているとか。
前川委員	それは、別の問題ですね。それは、個人差は関係ないですね。
総務課長	案件は、勿論、その区によって違いますけれども、やることというのは同じ。
政策経営部長	ただ、常任委員会の数とか、特別委員会というのも別にあるんですけども、回数なんかは区によって、常任委員会の年間の開催回数、それから、特別委員会の設置の数とか、その辺のところは、やはり 23 区というか市町村によってかなり差があるのかなと聞いたことがあります。
前川委員	それだから、報酬に差があってもいいという話なんですか。
政策経営部長	そこは、また、判断だと思いますので。
前川委員	差があってもいいと、もしもあってはいけなかったら、みんなを合わせて真ん中に持っていけばいいですね、そういう動きになりますね。
武藤会長	そうですね。そういう議会の議論をするためには、議員さんの数というのは、全体として問題になってくるんです。ただ、ここの委員会の話ではないので、ですから、60 万で、千代田区は議員さんは何人でしたか。
水野委員	25 です。
武藤会長	25 ですね。それが、人口 4 万で 25 人と、それから、世田谷区のように、人口 80 万を超えていて、恐らく 50 人とか 60 人いるかなと思いますけど、そうすると、1 人当たり何人でしょうかと、大分千代田区は 1 人当たりの数は少なくなってくるということ、何票で当選しますかと、でも、小さいけれども、仕事は少ないのかというと、同じくらいにあるし、それは、世田谷区の方が 80 万ですから、仕事は若干多くなるとしても、議員さんとしては、同じような質の審議をすることになりますから、そんなに仕事の量は変わらないんじゃないか。

	ただ、選挙運動は 80 万人を対象にして選挙運動をするのと、4 万人の場合とは相当違いますから、これも違うだろうというので、なかなか難しいのですが、そのトータルな人数を本当は考えなければいけないんだと思うんです。ただ、それは、ここの議論ではないので、そこを踏まえた上で、報酬に上げるかどうか、だから、本当に専任で働く人が必要で、例えば、組合系の人なんかは、そういう人が多いですが、でも、そうじゃない方は、自営業の方がやっているところも多くて、普通は、そうじゃないとできないような低い議員報酬なんです。千代田区、23 区くらいじゃないかと思うんですけれども、専任で仕事ができるというのは。だから、そういうことを考えていくと、人数を減らしても専任の議員さんにやってもらった方がいいのかとか、そういうような話になっていくかと思うんです。そこは、ちょっとここの議論を超えてしまうので、なかなかここの場で、そういうことを議論しながらこうだというふうに言うのは、かなり政治的な話になってきますね。
上村委員	すみません、どこまで、何を考えて、何を決定すればいいのかが、初回でわからなかったものですから、ちょっと質問させていただきました。
武藤会長	先ほど山崎委員が言われたように、やはり、この 3 年間の情勢をどう読むかということで、これまで決まってきた区長さんの 129 万円でしたか、そういう金額について、根本から取り直すのはなかなか難しい、この 3 年間の動きをどういうふうにそこに反映させるかということがポイントにはなるんですが、でも、議員さんの期末手当は、23 区ではトップになっている、私も先ほど水野委員が指摘されて、確かにトップだから順位が 1 位になってしまうんだなというようなことに気がつきましたけれども、それはそれでいいんだということになれば、このままでいいのか、それとも、ちょっと高過ぎるんじゃないか、ほかから見ても 3.65 というのは高過ぎるんじゃないかということになると、これまでの経緯とは別に、現状の中で、横に比較してみると、ちょっと高いから引き下げをということを言えるのか、言えないのか、そこを考えてということですね。
総務課長	それでは、そろそろ時間ということになりましたので、この辺りで、本日の審議は終了させていただいて、次回の日程について提案をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしくお願いします。
武藤会長	24 日の 3 時半では、皆様いかがですか。
政策経営部長	大丈夫ですか。では。
武藤会長	24 日火曜日の 3 時半。
	それでは、7 月 24 日火曜日 3 時半からということにいたします。どうぞ、よろしくお願いします。
	それでは、本日は、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。
	—— 了 ——